



中小規模建築物向け制度

※延床面積2,000㎡未満の建築物（主に戸建住宅や共同住宅、店舗など）

対象事業者

中小規模建築物を市内で年間に延床面積の合計で5,000㎡以上新築する建築事業者（ハウスメーカー等）

※対象事業者以外も任意での参加を可能とする

太陽光発電の導入

対象事業者は、年間に新築する建築物において、以下の算定式で求めた設置基準量以上となるよう、太陽光発電を導入する必要

$$\text{設置基準量 (kW)} = \text{設置可能棟数 (棟)} \times \text{算定率 (70\%)} \times \text{棟あたり基準量 (2kW/棟)}$$

イメージ

$$\text{設置基準量} : 100\text{棟} \times 70\% \times 2\text{kW/棟} = 140\text{kW}$$

	4kWを 20棟に設置	⇒ 80kW	}	合計設置容量 160kW	>	設置基準量 (140kW)
	2kWを 40棟に設置	⇒ 80kW				
	設置しない住宅 40棟	⇒ 0kW				

※新築する全ての建物に設置を求めるものではありません

⇒基準適合



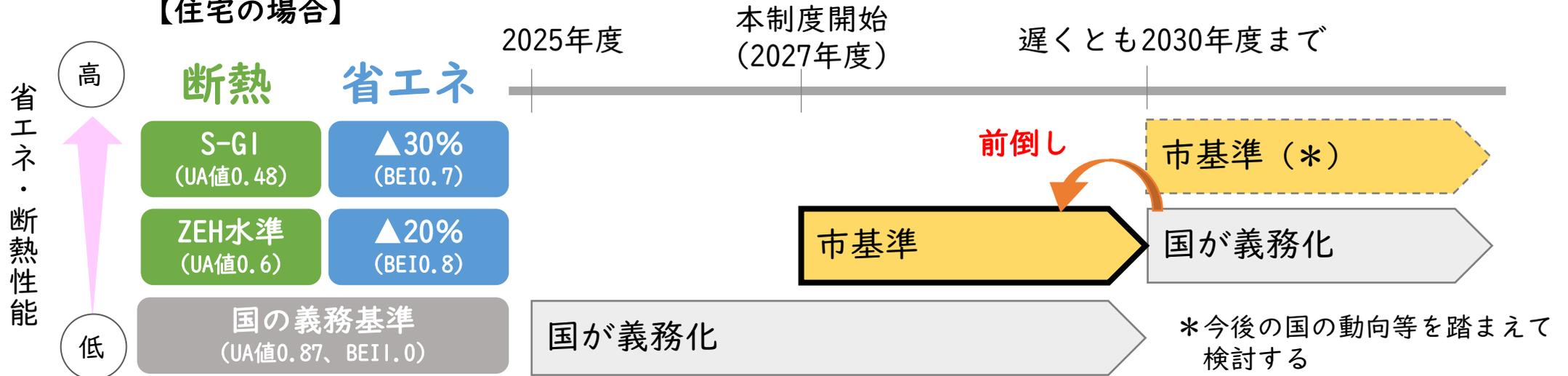
中小規模建築物向け制度

※延床面積2,000㎡未満の建築物（主に戸建住宅や共同住宅、店舗など）

省エネ 断熱基準

- 対象事業者は、**新築する全ての建築物**で、国が2030年度までに引き上げるとしている**基準を前倒し**で達成する必要
- 国の基準見直し後に、市基準の引き上げを行う

【住宅の場合】



報告・公表

- 対象事業者は、前年度の取り組み結果を仙台市に報告し、仙台市はその結果を市のホームページで公表する
- 積極的に取り組む事業者は**評価・表彰**し、取り組みの後押しとする
(本制度は事業者の取り組みの促進を目的とするため、**罰則の規定は設けない**)



大規模建築物向け制度

※延床面積2,000㎡以上の建築物（主にマンションやオフィスビルなど）

対象者

大規模建築物を**新增改築する建築主**

（増改築にあっては、増改築する部分の延床面積が2,000㎡以上となる場合に対象）

※対象者以外も任意での参加を可能とする

太陽光発電の導入

対象とする建築物において、以下の算定式で求めた**設置基準量以上となるよう**（下限値未満・上限値以上の場合は下限または上限値を採用）、**太陽光発電を導入する必要**

設置基準量 (kW) = ①②のいずれか小さい方の面積 (㎡) × 面積あたり算定量 (0.15kW/㎡)

- ①建築面積の5%
- ②建築面積から太陽光パネルの設置が困難な部分を除外した面積

延床面積	2,000～5,000㎡未満	5,000～10,000㎡未満	10,000㎡～
基準量の下限值/上限値	3kW / 9kW	6kW / 18kW	12kW / 36kW

例： 建築面積600㎡・延床面積4,500㎡のマンションの場合

算定式： $600\text{㎡} \times 5\% \times 0.15\text{kW}/\text{㎡} = 4.5\text{kW}$

下限・上限値との比較： 下限3kW < 4.5kW < 上限9kW

設置基準量

4.5kW以上の導入が必要



大規模建築物向け制度

※延床面積2,000㎡以上の建築物（主にマンションやオフィスビルなど）

省エネ 断熱基準

- 対象の建築物は、国が2030年度までに引き上げるとしている**基準を前倒し**で達成する必要
- 国の基準見直し後に、市基準の引き上げを行う

【住宅の場合】



報告・公表

- 対象となる建築主は、建築確認の申請前に仙台市に計画書を提出し、仙台市はその内容を市のホームページで公表する
- 積極的に取り組む建築主は**評価・表彰**し、取り組みの後押しとする
(基準に適合しない場合でも、建築を制限するなどの**罰則の規定は設けない**)